

## 先駆的調査・実証プロジェクト推進事業助成金「Q&A」

(平成31年4月11日更新)

Q1：申請は、1市町村1件となっているが、広域事業も件数に含まれるのか。

A1：申請は単独事業1件、広域事業1件とする。

Q2：骨格予算で、予算措置がされていなくとも申請はできるのか。

市長選挙が4月で、当初予算は骨格予算となり、予算措置は6月定例会の予定である。

申請時では予算措置していなくとも申請はできるか。

A2：申請はできる。この場合、当該事業が採択されても助成決定保留とする。予算措置された時点で、助成決定とする。なお、予算措置されない場合は、申請取下となる。

Q3：助成上限額の500万円は、単年度ごとか。また、2年間の事業の場合、1年目に採択されれば、自動的に2年目も助成されるのか。

A3：単年度ごとに助成する。2年間の事業の場合は、1年目の中間報告書等の評価を行い助成継続するかどうか判断する。

Q4：交付要綱第2条（助成対象事業）で規定する「調査研究会等」の設置について、構成メンバーに市町村職員と地域住民のほかに、学識経験者や関係事業者等を入れなければならないか。

A4：この助成事業は、調査研究の一環として実施するもので、「調査研究会等」では地域課題についての実態把握や専門的な見解等が求められる場合もあるため、構成メンバーには調査研究等のテーマに応じて学識経験者や関係団体、関係事業者等を入れることが望ましい。

Q5：「調査研究会等」は、申請時までには設置していなければならないか。予定でも良いか。

A5：申請時までには設置していない場合は予定でも良い。この場合、当該事業が採択されても助成決定保留とし、調査研究会等が設置された時点で、助成決定とする。なお、実際に設置していない場合や設置していると認められない場合には、申請取下となる。